

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第84号

北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

北海道内水面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第133号）の一部を次のように改正する。
第27条第1項中「又は増養殖用」を「増養殖用」に改め、「供給」の次に「又は伝統的な儀式若しくは漁法の伝承及び保存並びにこれらに関する知識の普及啓発」を加える。

附則第4項中「又は増養殖用」を「増養殖用」に、「供給」を「供給又は伝統的な儀式若しくは漁法の伝承及び保存並びにこれらに関する知識の普及啓発」に、「供給又は」を「供給、伝統的な儀式若しくは漁法の伝承及び保存並びにこれらに関する知識の普及啓発又は」に改める。

附 則

この規則は、平成17年8月31日から施行する。

告**示****北海道告示第639号**

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成17年8月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
震度情報ネットワークシステム改修業務 一式
- 随意契約の相手方を決定した日
平成17年8月16日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社
(2) 住 所 東京都台東区東上野五丁目24番8号
- 随意契約に係る契約金額
50,394,424円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総務部危機対策室防災消防課

目**次**

ページ

規 則

○北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則……………（漁業指導課） 57

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（防災消防課） 57

○騒音規制法に基づく規制地域等の指定の一部改正……………（環境保全課） 58

○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生
する振動を規制する地域等の指定の一部改正……………（環境保全課） 58

○悪臭防止法に基づく規制地域等の指定の一部改正……………（環境保全課） 58

○有害興行の指定について……………（生活文化・青少年室） 58

○農業振興地域の指定の一部改正……………（農地調整課） 58

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 59

○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課） 59

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 60

○建設業者に対する監督処分……………（建設情報課） 60

○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路整備課） 61

○河川立体区域の指定……………（河川課） 61

○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正……………（経理課） 61

道企業管理規程

○ポンテシオダム管理規程の一部を改正する規程…………… 61

○北海道企業局組織規程の一部を改正する規程…………… 62

道教育庁胆振教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 62

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正…………… 62

規**則**

北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年8月30日

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第640号

昭和63年北海道告示第315号（騒音規制法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成17年9月1日から施行する。

平成17年 8月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

「北檜山町」を「せたな町」に改め、石狩市、北見市、室蘭市、帯広市、虻田町、音更町、幕別町及び中標津町の地域についての図を次の図のように改める。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定されていたものに係る同法第12条第3項に規定する「指定地域となつた日」は、当該地域が従前の規定により最初に指定地域となつた日である。

（「次の図」は、省略し、北海道環境生活部環境室環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第641号

昭和63年北海道告示第317号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成17年9月1日から施行する。

平成17年 8月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

「北檜山町」を「せたな町」に改め、石狩市、北見市、室蘭市、帯広市、虻田町、音更町、幕別町及び中標津町の地域についての図を次の図のように改める。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定されていたものに係る同法第12条第3項に規定する「指定地域となつた日」は、当該地域が従前の規定により最初に指定地域となつた日である。

（「次の図」は、省略し、北海道環境生活部環境室環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第642号

平成元年北海道告示第397号（悪臭防止法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成17年 9月 1日から施行する。

平成17年 8月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

室蘭市、帯広市、虻田町、音更町、幕別町及び中標津町の地域についての図を次の図のように改める。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定により指定されていたものに係る同法第8条第3項に規定する「指定地域となつた日」は、当該地域が従前の規定により最初に指定地域となつた日である。

（「次の図」は、省略し、北海道環境生活部環境室環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第643号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成17年 8月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

興行の種別	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	わいせつステージ 何度もつっこんで	新東宝映画	全 部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	欲情ヒッチハイク 求めた人妻	オーピー映画		
同	セクシー剣法 一本ぶちこむ	新東宝映画		

北海道告示第644号

昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正し、平成17年 9月 1日から施行する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農地調整課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成17年 8月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 昭和45年北海道告示703号の北檜山地域の事項を削る。
- 昭和46年北海道告示第2814号のうち、士別地域の事項を次のように改める。
士別市の区域のうち、図面（第22号）の赤色で着色した部分（都市計画法で定める用途地域（平成8年士別市告示第20号により変更告示された後の用途地域）、国有林野の区域（上川北部森林管理署管轄区域2156林班のは小班、2327林班のイ小班、2328林班のイ小班、2329林班のイ小班及び2402林班のイ小班、雄鬼頭並びに苗畑の区域を除く。）、道有林野

の区域、上川北部地域森林計画の士別市有林野の47、54、55、79から84まで、86から88まで、93、114、116、117、122、134、135、142、156及び172から174までの林班の区域、上川北部地域森林計画の士別市の民有林野の2から5まで、8、9、10（1及び29小班の区域を除く。）、11から26まで、29から44まで、46、49、51、52、93（41小班の区域に限る。）、94から98まで、100（7、8、10及び11小班の区域を除く。）、101（2、6、8、9、12、16、20から23まで及び27小班の区域を除く。）、102並びに174（士別市上士別町6634番地の2から4まで及び6の区域に限る。）林班、上川北部地域森林計画の朝日町有林野の区域、上川北部地域森林計画の朝日町の民有林野の13林班の1から54小班までの区域、岩尾内湖の水面の区域並びにトヨタ自動車株式会社士別試験場の土地の区域）に該当する区域を除いた区域

3 昭和47年北海道告示3389号のうち朝日地域の事項を削り、大成地域の事項を次のように改める。

せたな地域

せたな町の区域のうち、図面（第26号）の赤色で着色した部分（都市計画法で定める用途地域（昭和55年北檜山町告示第23号により変更告示された後の用途地域）、字本町及び字三本杉の区域、国有林野の区域、渡島檜山地域森林計画の大成町有林野の区域、渡島檜山地域森林計画の大成町の民有林野の8、10、11（1から66までの小班の区域に限る。）、12（1から129まで、132から145まで及び147から150までの小班の区域に限る。）、13及び17林班の区域、渡島檜山地域森林計画の瀬棚町有林野の区域、渡島檜山地域森林計画の瀬棚町の民有林野の1から3までの林班の区域、渡島檜山地域森林計画の北檜山町有林野の56、65（22、25、26、28、32、35、36、39、40、44から46まで、49、54、56、62、63及び67小班の区域に限る。）及び75林班の区域並びに渡島檜山地域森林計画の北檜山町の民有林野の4（89小班の区域に限る。）、5（2、6、7、9から13まで、15から26まで、28から31まで、33から44まで、53、64、68、93、94、98、100、101、104から108まで及び115小班の区域に限る。）、12（23、39、40から43まで、46、48及び80小班の区域に限る。）、13（4、5、7から11まで、22、24、26、27、31、40、51、52及び65小班の区域に限る。）、14（1、5、6、15、22、26から28まで、30、34、38、46、47、50及び58小班の区域に限る。）、15（1から6まで、12、13、20、22、25、30から32まで、36、37、55、56、88、92、93、145から149まで、162及び163小班の区域に限る。）、16、17（1から6まで、19、27、38、49、55、56、58及び59小班の区域に限る。）、18（6、10から12まで、21から27まで、29から31まで、37、43、44、46、47、53、56から60まで、64、70、77、94、97、103、104及び106小班の区域に限る。）、19（1から12まで、15から19まで、24、29、30、35、36、40、43、44、52、54、76から80まで、82、83、94及び95小班の区域に限る。）、21から23まで、24（10、12、17、18、21、25、28から35まで、39、41、43から51まで、59、62、64から66まで、69から71まで、74、76から80まで、83、84、90、92か

ら94まで、97から101まで、103、106、107、110から114まで、117、119から129まで、131、132、137、138、141、143、149、150、160、161、168から170まで、177から180まで、182、184、185、200、223、225、226、229から234まで、236、240、241、244、248から251まで、253、255、260及び263小班の区域に限る。）、28（2、8、9、11、16、17、19から22まで、26、27、62、63、78、85、108及び109小班の区域に限る。）、41（9から11まで、23、35から42まで、48、51から53まで、55から57まで、59、60、65、67から72まで、75、76、80、82及び84小班の区域に限る。）、47から52まで、53（7、8、11から15まで、17、21、22、25、27、29、33、44、46、49、51から58まで、60から68まで及び75小班の区域に限る。）、54（25、32、35、37、53から57まで及び61から66までの小班の区域に限る。）、55（26、31、32及び34小班の区域に限る。）、57（67、68、72から75まで、111、113、114、118から121まで、123、124及び130から133までの小班の区域に限る。）、72（1、3から5まで、10、11、13、14、41、56、64、65、70、75、92、94、105から110まで、123、141及び155から162までの小班の区域に限る。）、75（2、4、5、7、9から11まで、21から23まで、26、29及び33小班の区域に限る。）、81（117、119、122、148、150及び191小班の区域に限る。）及び82林班の区域）を除いた区域

4 昭和48年北海道告示第3341号の瀬棚地域の事項を削る。

北海道告示第645号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（北石狩中央地区広域営農団地農道整備）事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成17年8月31日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年8月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第646号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年8月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 浦河郡浦河町字上向別360の3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第647号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成17年8月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町・歌登町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第648号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理室建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成17年8月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 許可の全部廃業

商 号 又 は 名 称	建設業の許可の番号	処分年月日
極光建設工業株式会社	特－13 石第1016号	平成17. 7. 1
株式会社 巧 建 工 事	般－12 石第13305号	同 17. 7. 5
札幌石川機工株式会社	般－13 石第10793号	同
有限会社 出 口 住 設 機 器	般－17 石第16900号	同
三 英 鋼 業 株 式 会 社	般－13 石第6407号	同 17. 7. 7
株式会社 清 和 機 械 製 作 所	般－14 石第9654号	同 17. 7. 14
有限会社 原 住 宅 設 備	般－12 石第10460号	同
有限会社 鶴 寿 塗 装	般－14 石第5354号	同 17. 7. 20
株式会社 エヌ・ティ・ティサービス北海道	特－14 石第18118号	同
株式会社 ス タ ッ ク 北 海 道	般－16 石第18634号	同 17. 7. 21
北海道エンジニアリング株式会社	般－12 石第1442号	同
株式会社 サ ン メ タ ル 製 作 所	般－14 石第6402号	同 17. 7. 22
株式会社 滝 口 重 機	般－12 石第7847号	同
有限会社 藤 森 防 水 工 業	般－13 石第10712号	同 17. 7. 26
株式会社 ハ イ ・ コ ス モ	般－12 石第10548号	同 17. 7. 28
株式会社 ム ソ ウ	般－14 石第14279号	同
有限会社 エ ス ジ ー 新 生 技 建	般－14 石第15757号	同
日 栄 設 備 有 限 会 社	般－12 石第2671号	同
株式会社 千 葉 建 設	特－14 渡第472号	同 17. 7. 19
有限会社 ま る さ サ イ ト ウ 工 業	般－13 後第1395号	同 17. 7. 5
小 杉 建 設 株 式 会 社	般－14 後第333号	同 17. 7. 21
有限会社 友 建 設	般－12 後第1568号	同 17. 7. 26
株式会社 中谷コンクリート工業所	般－14 空第874号	同 17. 7. 19
株式会社 大 北 不 動 産	特－15 上第4816号	同 17. 7. 4
株式会社 総 建	般－16 上第4520号	同 17. 7. 13
松 村 建 設 工 業 株 式 会 社	特－14 上第965号	同

新 北 土 建 設 工 業 株 式 会 社	般・特－13 宗第335号	同 17. 7. 4	の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成17年 8月30日
株式会社 マ ッ ム ラ 建 設	般－14 網第1702号	同 17. 7. 8	
神 田 建 設 株 式 会 社	般－14 網第198号	同 17. 7.22	
伊 藤 板 金 工 業 所	般－14 網第2100号	同 17. 7.26	
有限会社 村 本 組	般－14 日第104号	同 17. 6.30	
有限会社 北 構 建 設	般－14 日第125号	同 17. 7.15	
有限会社 さ く ら 技 建	般－15 釧第2522号	同 17. 7. 8	
株式会社 メ ー プ ル コ ア 釧 路	般－13 釧第2198号	同 17. 7.11	
2 許可の一部廃業			
商 号 又 は 名 称	建設業の許可の番号	処分年月日	
株式会社 エ ス ・ エ ー ・ デ イ	般－12 石第11912号	平成17. 7. 6	北海道知事 高 橋 はるみ
宮 澤 銅 業 株 式 会 社	般・特－13 石第2592号	同 17. 7. 8	
株式会社 北 水 工 業	般－13 石第11080号	同 17. 7.20	
札 幌 水 材 株 式 会 社	般－13 石第17462号	同 17. 7.21	
株式会社 北 匠 建 工	般－12 石第10482号	同 17. 7.28	
第 二 物 産 株 式 会 社	般－14 渡第498号	同 17. 7. 4	
有限会社 ト ギ リ 製 作 所	般－13 後第1208号	同 17. 7.14	
久 田 建 設 株 式 会 社	般－12 後第818号	同 17. 7.19	
有限会社 信 和 電 気 商 会	般－16 後第598号	同 17. 7.29	
株式会社 光 麟	般－13 上第3644号	同 17. 7. 5	
渡 部 建 設 株 式 会 社	般－13 上第334号	同 17. 7.22	北海道知事 高 橋 はるみ
有限会社 マ ル コ ウ	般－17 上第4295号	同 17. 7.25	
有限会社 三 協 産 業	般－12 留第587号	同 17. 7.21	
阿 部 建 設 株 式 会 社	般－17 網第1546号	同 17. 7.20	
真 下 建 設 株 式 会 社	般－12 日第233号	同 17. 7.12	
小 寺 建 設 株 式 会 社	般・特－12 十第93号	同 17. 7. 8	
馬 場 工 業 株 式 会 社	般－13 十第303号	同 17. 7.11	
大 東 工 業 株 式 会 社	般－12 十第1820号	同 17. 7.12	
株式会社 オ ビ ア ル	般－14 十第355号	同 17. 7.13	
有限会社 小 椋 商 事	般－14 十第692号	同 17. 7.29	
北海道告示第649号			北海道告示第650号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示			
北海道告示第651号			北海道告示第651号
平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成17年 9月 1 日から施行する。 平成17年 8月30日			
北海道知事 高 橋 はるみ			北海道知事 高 橋 はるみ
2 収納代理金融機関の項足寄町開拓農業協同組合の事項を削る。			
道 企 業 管 理 規 程			
ポンテシオダム管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成17年 8月30日			
北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博			
北海道企業管理規程第7号			
ポンテシオダム管理規程の一部を改正する規程			
ポンテシオダム管理規程（昭和59年企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。			

別表第1(1)部「朝日町長」項を「朝日総合支所長」に改め、同部「朝日町警察官派出所長」項を「朝日駐在所長」に改め、同部朝日町長項中「朝日町総務課」を「朝日総合支所地域振興課」に改め、同部朝日町警察官派出所長項中「朝日町駐在所」を「朝日駐在所」に改める。

別表第2第1号スピーカー項中「上川郡朝日町字」を「士別市朝日町」に改め、第2号スピーカー項中「上川郡朝日町字」を「士別市朝日町」に改め、第3号スピーカー項中「上川郡朝日町字」を「士別市朝日町」に改め、第4号スピーカー項中「上川郡朝日町字」を「士別市朝日町」に改め、第5号スピーカー項中「上川郡朝日町字」を「士別市朝日町」に改め、第6号スピーカー項中「上川郡朝日町字」を「士別市朝日町」に改め、第7号スピーカー項中「上川郡朝日町字」を「士別市朝日町」に改め、第8号スピーカー項中「上川郡朝日町字」を「士別市朝日町」に改める。

別表第3貯水位及び流入量項中「上川郡朝日町字」を「士別市朝日町」に改め、降水量項中「上川郡朝日町字」を「士別市朝日町」に改める。

附 則

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成17年8月30日

北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博

北海道企業管理規程第8号

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程

北海道企業局組織規程（昭和39年企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項位置の欄中「上川郡朝日町」を「士別市」に改める。

附 則

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

道教育庁胆振教育局告示

北海道教育庁胆振教育局告示第9号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成17年8月30日

北海道教育庁胆振教育局長 羽 山 博 人

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
- (1) パーソナルコンピュータ175台一式（高等学校普通科168台、特殊教育諸学校7台）
 - (2) パーソナルコンピュータ252台一式（職業科210台、商業科総合文書処理装置42台）

- 2 落札を決定した日
平成17年8月8日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1)ア 氏 名 日通商事株式会社
イ 住 所 東京都中央区築地5丁目6番10号
 - (2)ア 氏 名 住信・松下フィナンシャルサービス株式会社
イ 住 所 大阪府大阪市中央区高麗橋1丁目6番6号
- 4 落札金額
 - (1) 938,700円
 - (2) 1,473,150円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成17年6月28日付け北海道教育庁胆振教育局告示第6号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課
 - (2) 所在地 北海道室蘭市幸町9番11号

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第129号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成17年9月1日から施行する。
平成17年8月30日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

別表函館方面北松山警察署の項中

函館方面 北松山警 察署	署所在地			瀬棚郡北松山 町字徳島4番 地の17	瀬棚郡北松山町字北松山、字徳島、字豊 岡、字兜野、字愛知、字丹羽、字東丹 羽、字西丹羽、字小倉山および字松岡
同			若 松	同 字若松232 番地の1	同 字若松、字二俣、字小 川、字富里、字栄、字太櫓、字共和及 び字新成
同			瀬 棚	同 瀬棚町 字本町730番 地の1	同 瀬棚町字本町、字三本杉、字 島歌、字元浦、字北島歌、字西大里、 字東大里、字共和及び字南川

同			大 成	久遠郡大成町 字都239番地 の1	久遠郡大成町字本陣、字花歌、字久 遠、字上浦、字都、字富磯及び字太田 の1
同			宮 野	同 字宮野97番地 の1	同 字宮野、字平浜、字長磯 及び字貝取潤

を

函館方面 せたな警 察署	署所在地			久遠郡せたな 町北檜山区徳 島4番地17	久遠郡せたな町北檜山区北檜山、徳島、 豊岡、兜野、愛知、丹羽、東丹羽、西 丹羽、小倉山及び松岡
同			若 松	同 若 松232番地1	同 若松、二俣、 小川、富里、栄、太櫓、共和及び新成
同			瀬 棚	同 瀬棚区本町 730番地1	同 瀬棚区本町、三本杉、 島歌、元浦、北島歌、西大里、東大 里、共和及び南川
同			大 成	同 大 成 区 都 239番地1	同 大成区本陣、花歌、久 遠、上浦、都、富磯及び太田
同			宮 野	同 宮野 97番地1	同 宮野、平浜、長 磯及び貝取潤

に改め、同表旭川方面士別警察署の項中

温根別	同 温根別 町南1線6362 番地1	同 温根別町	を
-----	--------------------------	--------	---

温根別	同 温根別 町南1線6362 番地1	同 温根別町、温根別町北静川、温 根別町伊文	に、
-----	--------------------------	---------------------------	----

朝 日	上川郡朝日町 字中央4,045 番地	上川郡朝日町	を
-----	--------------------------	--------	---

剣 淵	同 剣淵町 市街地栄町 1640番地2	同 剣淵町	」
-----	---------------------------	-------	---

朝 日	同 朝日町 中央4045番地	同 朝日町	」
-----	-------------------	-------	---

剣 淵	上川郡剣淵町 市街地栄町 1640番地2	上川郡剣淵町	」
-----	----------------------------	--------	---

に改め、同表旭川方

面稚内警察署の項中

野寒布	同 ノシャ ップ1丁目3 番5号	同 恵比須、ノシャップ及び富士見 の1丁目から5丁目まで、ノシャッ プ、大字稚内村字ウロンナイ、字マタ ルナイ、字キタウケナイ、字ルエベン ルモ、字ルエラン及び字ヤムワッカ ナイの一部	を
-----	------------------------	---	---

野寒布	同 ノシャ ップ1丁目3 番5号	同 恵比須、ノシャップ及び富士見 の1丁目から5丁目まで、ノシャッ プ、西浜1丁目から4丁目まで、大字 稚内村字キタウケナイ及び字ヤムワッ カナイの一部	」
-----	------------------------	--	---

に改め、同表旭川方

面羽幌警察署の項中

北 大 通		苦前郡羽幌町 北大通2丁目 7番地1	苦前郡羽幌町南1条から南7条までの 1丁目から6丁目まで、南大通1丁目 から6丁目まで、北1条から北6条ま での1丁目から4丁目まで、北大通り 1丁目から4丁目まで、港町1丁目か ら5丁目まで、南町、北町、幸町、栄 町、緑町、寿町、字朝日、字中央、字 上羽幌及び字平
-------	--	--------------------------	--

を

「				苦前郡羽幌町南1条から南7条までの1丁目から6丁目まで、南大通1丁目から6丁目まで、北1条から北6条までの1丁目から4丁目まで、北大通り1丁目から4丁目まで、港町1丁目から6丁目まで、浜町1丁目から5丁目まで、南町、北町、幸町、栄町、緑町、寿町、字朝日、字中央、字上羽幌及び字平
北 大 通			苦前郡羽幌町 北大通2丁目 7番地1	
				」

に改める。
